IchigoJamロイヤリティフリープログラム利用規約

株式会社B Inc.が提供するロイヤリティフリープログラムをご使用いただくには、以下の IchigoJamロイヤリティフリープログラム利用規約(以下、「本規約」といいます)にご 同意いただくことが必要です。ロイヤリティフリープログラムを使用された方は、本規約 の内容にご同意いただいたものとみなしますのでご注意ください。なお、本規約の内容は 必要に応じて変更することがありますので、ご使用の際には最新の利用規約をご参照ください。

第1条(定義)

- (1) 「当社」とは、この使用許諾の条項の下で本著作物を提供する株式会社B Inc.をいう。
- (2) 「使用者」とは、この使用許諾に基づく権利を行使する個人または団体をいう。
- (3) 「本著作物」とは、当社が使用者に対して提供するソフトウェア「IchigoJam BASIC」に関わるすべての著作物をいう。
- (4) 「二次的著作物」とは、著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。ただし、編集著作物またはデータベースの著作物(以下、この二つをあわせて「編集著作物等」という)を構成する著作物は、二次的著作物とみなされない。また、当社の名誉または声望を害する方法で原著作物を改作、変形もしくは翻案して生じる著作物は、この使用許諾の目的においては、二次的著作物に含まれない。
- (5) 「本商標」とは、商標「IchigoJam」(商標登録第5746078号)をいう。
- (6) 「本製造物」とは、使用者により本著作物を使用し製造されたハードウェアをいう。
- (7) 「譲渡目的」とは、使用者が第三者に対し本製造物を譲渡(有償または無償を問わない)する目的をいう。

第2条(法令に基づく使用)

当社は、使用者が著作権の制限(著作権法第30条~49条)、著作者人格権に対する制限 (著作権法第18条2項~4項、第19条2項~4項、第20条2項)、著作隣接権に対する制 限(著作権法第102条)その他、著作権法またはその他の適用法に基づいて認められるこ ととなる本著作物の使用を禁止しない。

第3条(非譲渡目的使用許諾)

- 1. 当社は、使用者が本規約を遵守することを条件として、使用者に本著作物に関し、非 排他的・非独占的な以下の使用権を許諾する。
 - (1) 本著作物に含まれる著作物を複製すること(編集著作物等に組み込み複製することを含む。以下、同じ)
 - (2) 本著作物を翻案して二次的著作物を創作し、複製すること
 - (3) 本著作物に含まれるレコードを、複製すること
- 2. 使用者は、他の媒体および形式で本著作物またはその二次的著作物を使用するのに技術的に必要な変更を行うことができる。

- 3. 当社は本著作物またはその二次的著作物に関して、この使用許諾に従った使用については自己が有する著作者人格権を行使しない。
- 4. 当社は、本規約において使用者に明示的に付与しない権利を留保する。

第4条 (使用上の義務)

使用者は、前条により付与された使用権を行使するにあたり、以下の各号を遵守しなけれ ばならない。

- (1) 使用者は、この使用許諾の条項に基づいてのみ、本著作物を使用することができる。
- (2) 使用者は本著作物またはその二次著作物を譲渡目的で使用してはならない。
- (3) 使用者は、本著作物、その二次的著作物または本著作物を組み込んだ編集著作物等を使用する場合には、本著作物にかかるすべての著作権表示をそのままにしておかなければならない。
- (4) 使用者は、本著作物、その二次的著作物または本著作物を組み込んだ編集著作物等を 使用する場合には、当社のクレジットを、合理的な方式で、表示しなければならない。
- (5) 使用者は、本著作物、その二次的著作物または本著作物を組み込んだ編集著作物等を 使用する場合には、そのタイトルを表示しなければならない。
- (6) 使用者は、二次的著作物または本著作物を組み込んだ編集著作物等を使用する場合には、当該二次的著作物または編集著作物等の原著作物の使用を示すクレジットを表示しなければならない。これらのクレジットは、合理的であればどんな方法でも行うことができる。ただし、二次的著作物または編集著作物等の場合には、少なくとも他の同様の著作者のクレジットが表示される箇所で当該クレジットを表示し、少なくとも他の同様の著作者のクレジットと同程度に目立つ方法であることを要する。
- (7) 使用者は、本著作物を再使用許諾することができない。
- (8) 使用者は、前条および本条と矛盾する方法で本著作物へのアクセスまたは使用をコントロールするような技術的保護手段を用いて、本著作物またはその二次的著作物を使用してはならない。
- (9) 本条の制限は、本著作物またはその二次的著作物が編集著作物等に組み込まれた場合にも本著作物またはその二次的著作物に関しては適用される。ただし、本著作物またはその二次的著作物が組み込まれた編集著作物等そのものは、前条および本条に従う必要はない。
- (10) 使用者が、本著作物の二次的著作物、または本著作物もしくはその二次的著作物を組み込んだ編集著作物等を創作した場合、使用者は、当社からの通知があったとき、要求に応じて、二次的著作物または編集著作物等から、当社への言及または本著作物をすべて除去しなければならない。

第5条(譲渡目的使用)

1. 使用者は本著作物またはその二次的著作物を譲渡目的で使用する場合、当社との間で別途契約を締結しなければならない。

第6条(非保証)

- 1. 当社は本著作物を現状のまま提供するものとし、明示・黙示を問わず、本著作物に関していかなる保証(特定の使用目的への適合性、第三者の権利の非侵害、欠陥の不存在を含むが、これに限られない)もしない。
- 2. この使用許諾またはこの使用許諾に基づく本著作物の使用から発生する、いかなる損

害(当社が、本著作物にかかる著作権、著作隣接権、著作者人格権、実演家人格権、商標権、パブリシティ権、不正競争防止法その他関連法規上保護される利益を有する者からの許諾を得ることなく本著作物の使用許諾を行ったことにより発生する損害、プライバシー侵害または名誉毀損から発生する損害等の通常損害、および特別損害を含むが、これに限らない)についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社がそのような損害発生の可能性を知らされたか否かを問わず、当社は、使用者に対し、これを賠償する責任を負わない。

第7条(商標の使用の禁止)

1. 第3条に定める場合および当社が別途定める場合を除き、本規約のいかなる規定も本商標に対するいかなる権利、権原、または利益も使用者に付与するものではなく、そのようにみなされることもない。

第8条(終了後の取り扱い)

1. 第3条において付与される使用権は、使用者が本規約の条項に違反すると自動的に終了する。

第9条 (諸事項)

1. 本規約のいずれかの規定が、適用法の下で無効または執行不能の場合であっても、本規約の他の条項の有効性および執行可能性には影響しない。

第10条(管轄・準拠法)

- 1. 本規約は日本の法律に準拠して解釈適用されるものとする。
- 2. 当社サービスに関し、当社と使用者との間で生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

株式会社B Inc.

制定日:2017年5月15日